

第 2 章 公害紛争処理制度の利用の促進等のための取組

1 平成23年度の主な取組

(1) 現地期日の開催

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国に公害等調整委員会、都道府県に審査会等が設置されている。

公害等調整委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあっせん、調停及び仲裁（公害紛争処理法第24条第1項）を管轄するとともに、専属で裁定（公害紛争処理法第42条の12、第42条の27）を行うこととされている。

審問期日等は、原則として、東京に所在する公害等調整委員会の審問廷において行うこととしているが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきた。

具体的には、平成21年度に、現地期日を開催するための予算措置を講ずるとともに、公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）を改正し、開催の要件を緩和するなど環境整備を行った。

平成23年度における開催状況（計7回）は、以下のとおりとなっている。

表 3 平成23年度における現地期日の開催状況

開催年月	場所	事件名	備考
平成23年 9 月	大阪府 大阪市	吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	第 1 回審問期日
平成23年12月	静岡県 藤枝市	焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	第 1 回審問期日
平成23年12月	福岡県 福岡市	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	第 8 回審問期日
平成24年 2 月	宮崎県 宮崎市	宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件	第 2 回審問期日
平成24年 3 月	愛知県 名古屋市	名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	第 1 回審問期日
平成24年 3 月	大阪府 大阪市	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	第 1 回審問期日
平成24年 3 月	長崎県 大村市	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	第 1 回審問期日

（資料）公害等調整委員会事務局